

## 業務委託に係る最低制限価格制度の拡大について

### 1 目 的

労働集約型の業務である施設の清掃・警備業務については、ダンピング受注を防止し、業務の品質確保及び労働者の勤務条件の向上を図るため、平成23年度から、本庁及び各区役所(八幡西区役所を除く)に、試行的に最低制限価格制度を導入している。

現在、労働者の勤務条件のさらなる向上の動きがあること、また、業務の品質の確保を図るため、最低制限価格制度の対象業務を拡大するもの。

また、同じく労働集約型の業務である樹木剪定・草刈・除草業務を新たに対象業務に加えるもの。

### 2 内 容

予定価格500万円を超える下記の業務を、制度の対象とする。

〔ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(WTO政府調達協定)の対象となる契約は除く。〕

#### (1)清掃・警備等業務

対象施設を限定せず、予定価格500万円超の施設(建築物)に拡大する。

#### (2)樹木剪定・草刈・除草業務

予定価格500万円超の樹木剪定・草刈・除草業務に、新たに導入する。

〔なお、本市の「物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」において、等級Aに格付された業者が、予定価格500万円超の業務への入札参加資格を有する。〕

### 3 最低制限価格

#### (1)清掃・警備等業務

予定価格に10分の8を乗じた額を下回らない額とする。

#### (2)樹木剪定・草刈・除草業務

予定価格に10分の6を乗じた額を下回らない額とする。

### 4 施行期日

契約期間の始期が令和5年4月1日以降の契約から適用する。

## ○最低制限価格に関する法令

### 1 地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

#### 第167条の10

- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

### 2 北九州市契約規則（抜粋）

（一般競争入札の予定価格及び最低制限価格）

#### 第13条

- 3 最低制限価格を設ける場合は、予定価格の100分の50を下回らない範囲内で定めるものとする。